

〔別紙〕

様式1

## 事業報告書

(自 令和4年5月1日 至 令和5年4月30日)

## 1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人博美会
- ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )
- ②  社会医療法人  特定医療法人  出資額限度法人  
 その他
- ③  基金制度採用  基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 広島県広島市西区三滝本町一丁目1番6号
- (3) 設立認可年月日 平成19年8月28日
- (4) 設立登記年月日 平成19年9月14日

## 2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人 博美会 宮脇歯科医院	広島県広島市西区三滝本町一丁目1番6号	無

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)  
 無
- (3) 収益業務 (社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)  
 無
- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
- 令和4年6月28日 令和3年度決算の決定
- 令和5年4月26日 令和5年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人 博美会  
 所在地 広島市西区三滝本町一丁目1番6号

※医療法人整理番号

財 産 目 録  
 (令和5年4月30日現在)

1. 資 産 額 76,144 千円  
 2. 負 債 額 41,620 千円  
 3. 純 資 産 額 34,524 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	40,711
B 固 定 資 産	35,433
C 資 産 合 計 (A+B)	76,144
D 負 債 合 計	41,620
E 純 資 産 (C-D)	34,524

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))  
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人 博美会  
 所在地 広島市西区三滝本町一丁目1番6号

※医療法人整理番号

貸借対照表  
 (令和5年4月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	40,711	I 流動負債	2,083
II 固定資産	35,433	II 固定負債	39,537
1 有形固定資産	6,267		
2 無形固定資産	238	負債合計	41,620
3 その他の資産	28,928	純資産の部	
		科 目	金 額
		I 基金	0
		II 積立金	34,524
		(うち代替基金)	0
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	34,524
資産合計	76,144	負債・純資産合計	76,144



様式 5

法人名 医療法人 博美会  
 所在地 広島市西区三滝本町一丁目1番6号

※医療法人整理番号 

--	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者 なし

種類	名称	所在地	資産総額 (千円)	事業の 内容	関係 事業者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者 なし

種類	氏名	職業	関係 事業者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式6

## 監 事 監 査 報 告 書

医療法人 博美会  
理事長 宮脇 博正 殿

私は、医療法人博美会の令和4年会計年度（令和4年5月1日から令和5年4月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

### 記

### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和5年6月28日

医療法人 博美会

監事